**海老名市工事現場等における施工体制の点検要領**

**第１ 目的**

この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律127号。以下「入契法」という。）及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年３月９日閣議決定）に基づき、監督業務等において確認すべき事項を定め、もって工事現場の適正な施工体制の確保に資することを目的とする。

**第２ 適用対象**

本要領の適用対象は海老名市が発注する請負工事全てとする。

なお、本要領における点検のうち建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項に基づく主任技術者及び監理技術者の設置等に関する点検は、該当する工事（請負金額4,000万円以上のもの。ただし、建築一式工事の場合は、8,000万円以上のもの。）について行うものとする。

また、同法第24条の８に基づく施工体制台帳に関する点検は、入契法第15条第１項の規定により、下請契約を締結した工事と読み替えて行うものとする。

**第３ 建設業許可行政庁への通知**

点検により、次のいずれかに該当すると疑うに足りる事実を把握したときは、建設業許可行政庁にその事実を通知するものとする。

(１)　建設業法第8条第9号、第10号（同条第9号に係る部分に限る。）、第11号（同条第9号に係る部分に限る。）、第12号（同条第9号に係る部分に限る。）、第13号（これらの規定を同法第17条において準用する。）又は第28条第１項第３号、第４号、及び第６号から第８号までのいずれかに該当すること。

(２) 適正化法第15条第２項、第３項、同条第１項の規定により読み替えて適用される建設業法第24条の８第１項、同条第２項若しくは第４項又は同法第26条若しくは第26条の２の規定に違反したこと。

**第４ 工事成績評定への反映**

点検を通じて契約者の施工体制に不適切な点があった場合は、その内容及び改善状況に応じて工事成績評定に適切に反映するものとする。

**第５ 落札決定前における主任（監理）技術者の専任等の確認**

開札後、落札候補者が提出する「配置技術者等に関する書類」及び入札公告で提出を求めた必要書類により、受注者との雇用関係、資格要件等の有無、監理技術者又は主任技術者の専任について点検するものとする。

なお、これらの提出された書類の記載内容等を点検した結果、不適切な点が判明した場合には、必要な措置を講じるものとする。

**第６ 工事現場等における施工体制の点検**

工事現場等における施工体制の点検は、別添第２施工プロセスチェックリストにより次のとおりとする。なお、この点検により、不適切な点が判明した場合には、必要な措置を講じるものとする。

**（１）主任（監理）技術者資格の確認**

海老名市契約規則第64条に基づきあらかじめ通知を受けた配置技術者について、施工計画書の提出時などの現場施工前に、主任技術者については資格証等、監理技術者については監理技術者資格者証及び講習修了証の提示を求め、その者が適切な資格を有し、かつ、その通知と同一人であり、契約者と雇用関係にあることを確認する。

**（２）主任（監理）技術者の専任制の確認**

契約後における主任（監理）技術者の専任制については、発注者支援データベース・システムにより確認する。その際、受注者が工事情報や主任（監理）技術者等の情報について、工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）へ契約締結後海老名市の休日を定める条例（平成元年3月29日条例第14号）第1条に定める市の休日を除き10日以内に登録申請を行っているか、財団法人日本建設情報総合センター発行の工事カルテ受領書の写しを提出させて確認する。

**（３）現場代理人の常駐状況の点検**

海老名市契約規則第63条及び工事請負契約約款第10条に基づき、あらかじめ通知を受けた現場代理人の常駐状況について点検する。

**（４）施工体制台帳の点検**

受注者が、工事を施工するために下請契約を締結した場合、施工体制台帳（契約書面の写し、主任技術者資格者証、作業員名簿等添付書類を含む。）の写しを提出させ工事期間中、別添第１施工体制台帳チェックリストにより内容や現場への備え置き状況等を点検する。

また、建設業法等の違反に該当するような不適切な下請関係がないことを工事期間中に点検する。

**（５）施工体系図等の点検**

施工体制台帳に基づき作成された施工体系図が、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げられていることを工事期間内に点検する。

**（６）施工体制の点検**

施工体制が一括下請負に該当していないか、施工体制台帳及び施工体系図が実際の体制と異なるものでないかについて点検する。

**（７）標識等の点検**

施工体制に係る次の標識等について、対象工事に必要なものが掲示されているか点検する。

①　建設業の許可票

②　労災保険関係成立票

③　施工体系図

④　建設業退職金共済制度の適用を受ける事業主に係る工事現場であることを示す標識

⑤　再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示

⑥　再生資源利用計画

附 則

この要領は、平成15年４月１日から施行し、同日以降に契約する工事について適用する。

附　則

この要領は、平成19年４月１日から施行し、同日以降に契約する工事について適用する。

　　　　附　則

この要領は、平成22年４月１日から施行し、同日以降に契約する工事について適用する。

附　則

この要領は、平成31年４月１日から施行し、同日以降に契約する工事について適用する。

附　則

この要領は、令和５年４月１日から施行し、同日以降に契約する工事について

適用する。